

1830年代奴隷制討論禁止規則の成立をめぐって

——アメリカ合衆国連邦議会における言論統制(1)——

久 田 由佳子

2018年8月16日、全米の多数のメディアがほぼ一斉に「ジャーナリストは[米国民の]敵ではない」とする社説を發表した¹⁾。時の大統領ドナルド・トランプによる「自由な報道」に対する攻撃への対応である。社説掲載の先頭に立った『ポストン・グローブ』紙は、「報道の自由は、自由の保障において不可欠である (The liberty of the press is essential to the security of freedom.)」という、地元出身の第2代大統領ジョン・アダムズ の言葉を引用していたが²⁾、これは建国初期のアメリカ史からみれば皮肉でもあった。実のところ、合衆国憲法修正第1条で「言論の自由」を保障するアメリカにおいて、反政府的言論の封じ込めは建国初期にすでにおこなわれており、その最初となる「治安法」はアダムズ政権下の1798年に成立したからである。同法は、1801年3月3日までの時限立法とはいえ、フランス革命期の恐怖政治の混乱が北米社会に飛び火することを避けるべくして成立した³⁾。

その後再び「言論の自由」が合衆国内で問題となったのは、1830年代である。当時、奴隷制廃止運動が活発になり、首都ワシントン(コロンビア特別区)における奴隷制廃止や奴隷売買の禁止など、連邦議会に対して、その権限のおよぶ範囲内の奴隷制廃止や制限を求める請願書が多数送られた。これに対して連邦下院議会では1836年5月、南部選出の議員を中心に、奴隷制廃止とそれに関わる請願書を読み上げず、また印刷や関係委員会への付託をおこなわずに、自動的に棚上げすることを決議した。また上院でも同様の慣行が成立し、1850年まで続いた。いわゆる「箝口令」(gag rule)と呼ばれる議事規則である。

言論の自由を制限する箝口令は、どのような経緯で制定され、強化され、最終的に廃止されたのか。本稿では、最初の箝口令(1836年5月)の成立過程について、先行研究と当時の議会記録から明らかにする。当時の議会記録には、日々の議事を記録した日誌(*House Journal*)、議会討論の抄

録 (*Register of Debates, Congressional Globe*) 等があり、連邦議会図書館の *American Memory* のウェブサイトで閲覧可能であるが、本稿ではこれらをおもな史料として利用する⁴⁾。

英語で“gag”とは「さるぐつわをはめて口を封じる」という意味であり、奴隷制に関する討論を文字通り封じ込めるものである。その名称は、先述のアダムズの息子にして第6代大統領、1830年代にはマサチューセッツ州選出の連邦下院議員をつとめたジョン・クインジー・アダムズの発言「自分は口封じされたのか」に由来する⁵⁾。下院の規則は、最終的に1844年に廃止されることになるが、そこに至るまでには、単なる請願書の棚上げから、奴隷制についての議論そのものを禁止する、より拘束力の強いものへと変化し、南北戦争前夜の政治情勢に大きな影を落とした。しかし、この箝口令そのものについて論じた研究はアメリカにおいても日本においてもさほど多くはない。その多くは、奴隷制反対運動の歴史の中で、あるいは南北戦争前の政治史にとって重要となるセクション間の対立にむけての先行エピソードとして、あるいはその晩年を同規則の廃止に費やしたアダムズの伝記研究の中で扱われてきた⁶⁾。

先行研究のうち、モノグラフの図書としては、以下のものがあげられる。ジャーナリストのウィリアム・L. ミラーは、箝口令がどのようにして成立し、廃止されたのかを物語風に描いている⁷⁾。法制史家ピーター・C. ホッファーもまた、注を除いて88頁というコンパクトな著書の中で箝口令の制定から廃止まで扱っている。同書は、従来、箝口令とは無関係に扱われてきた「アミスタッド」号事件と箝口令論争を関係づけるなど、新たな視座を提示している⁸⁾。デイヴィッド・ワルドストライシャーとマシュー・メイソンは、ジョン・クインジー・アダムズの日記から奴隷制問題に言及した箇所を抜粋・解説した共著において、全体の半分に近い頁をこの問題に割いている⁹⁾。

なお、本稿で登場する議員については、第24議会(1835年～1836年)当時の所属政党を括弧書きにするが、政党の名称は合衆国連邦議会のデータベースによっている¹⁰⁾。多くの先行研究ですでに指摘されているように、本稿も連邦議会議員の奴隷制問題への対応が超党派的なものであることを示唆する¹¹⁾が、研究史の整理も含めて、政党政治と奴隷制問題に関する詳細な検討は、今後の課題とする。

はじめに、箝口令がどのような社会的背景の中で必要とされたのか、見ていくことにする。

1820年代後半、それまで奴隸制廃止運動の中心的存在であったアメリカ植民協会（American Colonization Society）は、奴隸主の自由意志による漸次的奴隸解放、および解放奴隸の西アフリカへの入植という方針が協会内外から批判されるようになり、そこから奴隸制即時無条件廃止論を主張する人々が現れた¹²⁾。1831年ボストンでは、アメリカ植民協会の活動に関わったこともあるウィリアム・ロイド・ギャリソンによって『解放者』^{リベレイター}が創刊され、1833年には奴隸制即時廃止を目指す全国組織「アメリカ奴隸制反対協会」（American Anti-Slavery Society）が結成された。1833年は、イギリスにおける大規模な請願運動の結果、英国議会在英領植民地における奴隸制廃止を可決した年でもあり、アメリカの運動家たちはこうしたイギリスの動向に触発されていた¹³⁾。しかし財産権を保障する合衆国憲法体制下において、奴隸制即時無条件廃止は、奴隸所有者の権利を脅かすという点で憲法違反にあたり、急進的と捉えられた。1830年代には全米各地で奴隸制即時無条件廃止論者を標的とする暴動が頻発した。そうした暴力にもかかわらず、北部各地では大小様々な奴隸制反対協会が結成されるようになり、女性の組織も多数存在した¹⁴⁾。

奴隸制廃止に関する請願書を連邦議会に提出する活動は、1790年にペンシルヴァニア奴隸制廃止協会（Pennsylvania Abolition Society）によって始められた。特に当時、メリーランドとヴァージニアの一部を切り取って建設されることになった新首都ワシントンは、どの州にも属さず、連邦議会の管轄となったため、首都における奴隸売買の禁止や奴隸制の廃止問題は、奴隸制廃止論者にとって格好的となった。初期のペンシルヴァニアの請願書は、その文言や提出方法とも穏健で保守的ではあったが、ギャリソンを中心とする奴隸制廃止論者たちは、その伝統的な方法を革新的なものに変えた。第一にその署名数の多さ、第二に女性の参加である。ギャリソンは、早くも1830年の段階で、自身が共同編集者を務めるボルティモアのアボリショニスト新聞 *Genius of Universal Emancipation* の読者に対して、ペンシルヴァニアから提出された12通の請願書を越えるような多くの請

願書を連邦議会に送るよう呼びかけたが、自らの新聞『^{リベレーター}解放者』の創刊号(1831年1月1日付)でも同様の呼びかけをおこなった。請願運動は、その後1833年12月に開催されたアメリカ奴隷制反対協会の設立集会において、全国のアボリショニストから認められた戦略となった¹⁵⁾。

連邦議会に送られた奴隷制廃止を訴える請願書を渉猟した研究者によれば、ギャリソンの呼びかけに答えた最初の請願書は、1831年12月29日にフィラデルフィアのクエイカー教徒を中心とする女性たちによって提出された、首都ワシントンの奴隷制廃止を求めるものであった。同年8月、ヴァージニア州サウサンプトン郡ではナット・ターナー率いる黒人奴隷反乱が起こり、少なくとも51名の白人が殺されて、南部白人社会を震撼させた。とりわけ南部の白人女性たちは、父や夫の留守中に奴隷反乱が起こることを恐れて、州議会に対して奴隷制廃止の請願をおこなったという。アボリショニスト新聞を通じてこうしたニュースを知り、立ち上がったのがルクレシア・モットらのグループであり、彼女たちの行動は、それまでの請願運動を新たなものにした。請願それ自体は、植民地時代から女性に認められた唯一の政治的権利であり、奴隷制廃止の請願はすでに男性運動家の活動として定着していたが、女性の奴隷制反対請願運動への参入は新たな展開であった。従来、女性の請願は個人的な要求に限られており、女性が大義のために自分の名前を連邦議会に送ることは控えられていた。当初は運動の内部でもこうした女性の積極的な参加に対して懐疑的もしくは抑制しようとする動きもみられたが、1834年までには複数の要因が重なって女性によって提出される請願書の数は増加し、奴隷制廃止論者の間での女性の役割の重要性が認識されるにいたった¹⁶⁾。

連邦議会下院で、こうした首都ワシントンの奴隷制廃止や奴隷売買の禁止を求める請願書に対して内部規則を求める動議が出されたのは、こうした状況においてであった。次に、最初の箝口令がどのように成立したのか、先行研究と下院議会記録を元に再構築する。

1835年12月16日、同月7日に始まったばかりの第24議会第1会期では、未だ首都に到着していない議員もいる中で、当時の下院規則に基づいて議会に提出された請願書を各議員が紹介することになっていた。当時の連邦加入州は24州、下院議員は総数で242名であった。メイン州選出のジョン・フェアフィールド(民主党)は、当時の地理的な発言順に基づいて(北から南の順に)、この会期で最初の請願書を読み上げたが、これはコロンビ

ア特別区、すなわち首都ワシントンの奴隷制廃止を求める、メイン在住の女性たちによるものであった。フェアフィールドは、自身の信条とは関係なく、自身の選挙民に対する義務として、請願を読み上げた後、規則通りに関連委員会、この場合は「コロンビア特別区委員会」に付託した。これに対して、ニューヨーク州選出のジョン・クレイマー（ジャクソン派）が請願書棚上げ（“be laid on the table”）の動議を出した。“be laid on the table”とは、審議をしないことを意味し、関連委員会への付託もおこなわないことになっていた。関連委員会に付託された場合は、委員会での議論によっては再び議場での審議に持ち込まれる可能性があったが、今や完全に封印されることになる。議会での表決の結果、この請願書は棚上げとなった。フェアフィールドは、自身の選挙区民に対する義務感から同じ内容の同じ地域の男性住民からの請願書を読み上げたが、その後自ら棚上げを動議した。この動議は、賛成180、反対31で可決された¹⁷⁾。

これに対して、奴隷制廃止問題に関心を持つ数少ない下院議員の一人で、後にヴァンモント州知事となった、ヴァンモント選出のウィリアム・スレイド（反メイソン派）が、議論自体は棚上げするにせよ、請願書は議会内で共有するために印刷すべしと主張した。彼によれば、節度あるま^{リスベクタブル}つような市民から出された意見には耳を傾ける必要があり、彼らの請願書は正当な扱いをうける資格があるから、であった。しかし、当時の副大統領マーティン・ヴァン・ビューレンの盟友でニューヨーク選出のアロン・ヴァンダーポール（ジャクソン派）は、このような議論は不毛であり、この手の請願書の内容は、議会内で周知されているが故に、印刷も棚上げすべし、との動議を発した。動議は、169対49票の圧倒的多数で可決された¹⁸⁾。当時は、奴隷制擁護論者ならずとも、奴隷制をどうするかは、実際に奴隷を所有している南部人が決めるべき問題であって、北部人が口出しすべき問題ではないというのが、北部の一般的な世論であり、この投票結果もまさにそうした風潮を表している¹⁹⁾。

2日後の12月18日、マサチューセッツ州選出のジョージ・N.ブリッグズ（反ジャクソン派）とウィリアム・ジャクソン（反メイソン派）は、相次いで同州の住民による首都ワシントンの奴隷制廃止と奴隷売買の禁止を求める請願書を提出した。ブリッグズの請願書は、コロンビア特別区委員会に付託されることになったが、ジャクソンの請願書に対しては、サウスカロライナ選出のジェイムズ・ヘンリー・ハモンド（関税法無効派）が同

請願書は却下すべしとの動議を発し、ヴァージニア選出のジェイムズ・ガーランド（ジャクソン派）は、棚上げの動議を出した。後の大統領で、当時の下院議長をつとめるテネシー選出のジェイムズ・K. ポーク（ジャクソン派）は、こうした動議に対して、請願書は下院議会第45規則に基づいて処理されるべきであると牽制し、請願書については、議会で特別の指示をしない限り、提出されたその日のうちには議論せず、翌日まで棚上げするとした。これに対して、ノースカロライナ選出のルイス・ウィリアムズ（反ジャクソン派）、ジェイムズ・ガーランド（ジャクソン派）、ニューヨーク選出のサミュエル・ピアーズリー（ジャクソン派）、メリーランド選出のフランシス・トマス（ジャクソン派）、オハイオ選出のトマス・L. ハマー（ジャクソン派）が次々にハモンドやガーランドに好意的な発言し、最終的にはハモンドの動議について表決することとなった。その結果、奴隷制廃止に関する請願書を最初から却下することについては、賛成95、反対121で否決された。他方、ヴァージニア選出のジョン・M. パットン（ジャクソン派）は、ジャクソンの提出した請願書の処理が決まるまでは、ブリッグズの請願書のコロンビア特別区委員会への付託を見直すべきで、付託は保留すべきと動議した。議論は、翌週の月曜日に持ち越されることとなった²⁰⁾。

ハモンドの動議は、その後の政局にも大きな影響を与え、最終的には内部規則として制定されることになるが、当時まだ20代で年齢も若く、経験の浅いハモンドが、即座にこのような動議を出したのは、本人独自の考えなのか、他の先輩議員の影響があったのか否かをめぐって、研究者の間で異論がある。ミラーは、当時の連邦議員の生活環境から、彼がジョン・C. カルフーンのような大物政治家の影響を受けていたと推察する。すなわち、当時の議員たちはワシントンには定住せず、妻子を残して単身赴任しており、彼らの住まう下宿屋には同郷者や信条を同じくする者が集まる傾向にあった。ハモンドの住んでいた下宿屋も同様で、カルフーン本人やその親戚縁者が住んでいた。こうして彼は、会食や余暇活動を通して、先輩政治家、特にカルフーンの影響を受けた可能性が高いというのである²¹⁾。

当時68歳のジョン・クインジー・アダムズ（ホイッグ党）は、当初はこの問題について発言は控えていたが、日記の中で、ハモンドの動議とその波紋、さらに自身の戸惑いについて記している。

1835年12月18日

[マサチューセッツ選出のジャクソン派ナサニエル・B.] ボーデンは、レンサムの住民によるコロンビア特別区の奴隷制廃止を求める請願書を提出し、しかるべき委員会への付託を動議した。サウスカロライナのハモンドは、請願書を拒否すべしと動議した。この全く予期せぬ提案に議長のポークはまごつき、議場の混乱に翻弄された。4時間にわたる討論は、怒りに満ちた南部奴隷所有者とその協力者たるキンダーフックの一派〔訳注：副大統領マーティン・ヴァン・ビューレンの出身地から転じて、その仲間〕との間で繰り広げられ、残りの人間は関わらなかった。ニューヨークの〔反ジャクソン派フランシス・〕グレインジャーが私の元にやってきて、これは議論で解決できる問題かと尋ねてきたので、私は落としどころは見つかるだろうと答えた。実のところ、先の大統領選では、自由州において自由のいかなる基本原則も粉々に砕かれてしまい、今や私は有効な抵抗のすべを全く展望できずにいる。

1835年12月19日

[マサチューセッツ選出の反ジャクソン派アボット・] ローレンス、グレインジャーとともに、昨日の下院のコロンビア特別区の奴隷制廃止に関する討論について話しあった。二人とも私にこの問題について演説すべきだと進言したが、私もそうせねばならないだろうと気に病んでいる。²²⁾

彼はこう記しつつも、彼は年明けまでは公的な発言を控えることになる。法制史を専門とするピーター・C. ホッファーは、晩年、箝口令の撤廃に力を注ぐことになるアダムズについて、彼がそこに至るまでには紆余曲折があったことを指摘している。アダムズ自身は生涯、奴隷制を嫌悪していたが、財産権が合衆国憲法で保障されている以上、奴隷主から奴隷という財産を無条件で剥奪することになるアポリシヨニズムからは距離をおいていた。しかし、憲法で保障された請願書を提出する権利が箝口令によって剥奪され、それを取り戻そうと模索する中で、次第にアポリシヨニストの立場に近づいたというのである²³⁾。

12月21日、反奴隷制請願書に関する審議が再開され、ジョージア選出

のジョージ・W. オーウェンズ（ジャクソン派）は、ウィリアム・ジャクソンの請願書を棚上げする動議を出し、賛成140、反対76で可決された。さらにオーウェンズは、コロンビア特別区の奴隷制廃止に関する議論は下院でおこなわないこと、同区の奴隷制廃止を求める請願書が今後提出された場合は読み上げず、関係委員会に付託もせず、即座に棚上げすることを提案した。これらの提案は、賛成100、反対115で否決された²⁴⁾。

この2つの表決から窺えるのは、奴隷制廃止を求める請願書の棚上げには賛成しても、請願書は形式上受理すべしと判断し、奴隷制廃止に関する議論を最初から完全に封じる箝口令に対して反対を唱えた議員がいたという事実である。各議員の投票行動は議会日誌に記録されており、その賛成・反対者の名簿を確認すると、2つの表決に参加した議員は、全く同じではない（どちらか一方のみに投票した者が存在する）ものの、請願書の棚上げに賛成しつつ、箝口令には反対した者が51名存在した。彼らの選出母体を確認すると、ペンシルヴァニア12名、ニューヨーク5名、ニュージャージー3名、コネティカット3名、メイン3名、オハイオ5名、インディアナ4名、イリノイ2名、ミズーリ1名、ケンタッキー6名、ヴァージニア3名、ノースカロライナ3名、テネシー1名となっており、メインを除けば、北部と南部の境界に位置する州が大半を占めた²⁵⁾。ペンシルヴァニア、ニュージャージー、コネティカットは、漸次的奴隷解放法による奴隷制廃止を選択しており、当時も完全に奴隷制が廃止されていたわけではなかった。さらにニューヨークにおいても1827年に奴隷制が廃止されたとはいえ、奴隷制の遺制である、1799年の漸次的奴隷解放法で自由になった者を対象とした年期奉公人制度が残っていた²⁶⁾。また「奴隷制の資本主義」(slavery's capitalism)として近年注目されている、南部で生産された綿花を通じての北部と南部の経済的な結びつきも説明要因となりうる²⁷⁾。細かな分析は今後の課題とするが、これらの議員の選出母体となっている州がまだ奴隷制またはその遺制を維持する中で、南部に対する共感と議会制度の尊重との間で揺れていたことは推測できる。

12月18日に出されたパットンの動議についての結論は、その後12月23日まで持ち越された。ブリッグズによって提出され、一度はコロンビア特別区委員会に付託するとしたマサチューセッツ州カミントンの住民による請願書は、付託を再考すべきかについて、賛成148、反対61で再考されることになり、同請願書を棚上げすべきとする動議については、賛成144、

反対67で可決された²⁸⁾。

反奴隷制請願書をめぐる論争は、その後1836年1月4日、ジョン・クインジー・アダムズの発言で再開された。それまで議会日誌において反奴隷制請願書問題に関しては表決でのみ名前を連ねていたアダムズは、この日、マサチューセッツ州民からコロンビア特別区の奴隷制と奴隷売買の廃止を求める請願書を受け取ったことを報告した。彼自身は、この請願書は読み上げずに棚上げするつもりであると発言したが、ジョージア選出のトマス・グラスコック（ジャクソン派）は、この請願書は受理しないとの動議を出した²⁹⁾。この日のアダムズの日記にはその日のいきさつが詳しく記されている。

1836年1月4日

日誌を読み上げた後、議長はメイン州から順に各州に対して請願書の提出を求めた。マサチューセッツの順番が回ってきたので、私は先の会期で上院が通した法案と同種の、1800年以前のフランスによる破壊活動に対する損害を補償する法の制定を求めた、F. C. グレイらの請願書を提出した。私の動議によって、同請願書は読み上げずに外務委員会へ付託した。続いて私は、アルバート・ペイボディ他、マサチューセッツ州ウスター郡ミルベリーの住民153名による、コロンビア特別区の奴隷取引と奴隷制の廃止を求める請願書を提出した。この請願書は、ブリッグズが先週提出したのと同じ言葉で表現されていた。ブリッグズの提出した請願書は、一度はコロンビア特別区委員会へ付託されたが、後に見直されることになり、同時に印刷はされるべしとの動議とともに、再表決で棚上げされることになった。ゆえに私は、ミルベリーの請願書の内容を紹介した後、読み上げないで棚上げすることを動議するつもりだと発言した。

私の発言は、すぐさま隣に座っていたジョン・M. パットンに遮られた。彼は、その請願書が過去に受理されたものかどうかを尋ね、議長がまだ受理されていないと答えると、ジョージアの新人議員トマス・グラスコックが受理しないとの動議を出し、演説を始めた。私は議事規則の遵守を求め、下院第45規則〔中略〕を持ち出して、審議はしかるべき日程まで延期すべきと訴えた。そうすれば今日の残りの時間ですべての州が請願書を提出できるからである。議長は、この請

願書が下院で受理されていない以上、管轄外となり、議論を差し止める下院第45規則は適用できないとの決定を下した。この決定を受けて、私は表決を要求した。しかし議事進行の慣例に従って、要求は退けられ、議論に一日費やした。私は2度発言した。2度目は怒号が飛び交う中での発言だったが、オハイオの[ホイッグ党員サミュエル・F.]ヴィントンが休会の動議を出し、それが認められた。議論は結論をみないまま、休会した。³⁰⁾

議論は、さらに延期されることになり、1月6日に再開されたが、ここでメイン選出のレナード・ジャーヴィス(ジャクソン派)が決議案を提案した。その内容は、先にサウスカロライナ選出のハモンドやジョージア選出のオーウェンズが提案したのと同様であった。

以下、決議する。すなわち本下院では、コロンビア特別区の奴隷制廃止に関する討論はおこなうべきではない。

以下、決議する。下院の慎重な意見により、いかなるコロンビア特別区の奴隷制廃止を求める請願書が今後提出された場合でも、関連委員会への付託や印刷はおこなわず、棚上げすべきである。³¹⁾

即座に、この決議案に対する棚上げがアダムズから動議され、表決がおこなわれた。結果は、アダムズの動議に賛成66、反対133で、否決された。決議案に対してはさらに議論が進んだが、ヴァージニア選出のヘンリー・ワイズ(ホイッグ党)からは、この決議案への文言の補足が提案された。その内容は、合衆国憲法では、連邦議会にコロンビア特別区の奴隷制を廃止する権限は与えられていないというものであった。この意見を受けて、ジョージア選出のグラスコックは追加の決議案の動議を出した³²⁾。

以下、決議する。本下院において奴隷制問題について議論を扇動しようとする試みは、合衆国憲法違反であり、連邦を危機に陥れるものと見なされる。もしこれが続けば卑劣な戦争が生じ、我が国の平和と繁栄は破壊されることになる。³³⁾

その後議論は続いたが、時間切れとなったため、後日議論を再開するこ

とで合意された³⁴⁾。1836年1月13日、この決議案についての棚上げが、ケンタッキー選出のチルトン・アラン（ホイッグ党）によって動議されたが、賛成58、反対155で否決された³⁵⁾。1月19日に議論は再開となるも、さらにその翌日へ議論は延長された。決議案の否決を恐れたワイズは、後からグラスコックによって追加された憲法違反に関わる箇所の文言を修正した上で再提案した³⁶⁾。すなわち、

以下、決議する。合衆国連邦議会は、合衆国憲法によって、コロンビア特別区の奴隷制を廃止する権限は与えられていない。したがって、奴隷制廃止問題に関する立法化の試みは認められないばかりか、明らかに合衆国連邦を危機に陥れるものである。³⁷⁾

この決議案の修正案を受け容れるか否かの表決をとる動議が出され、投票がおこなわれたが、賛成と反対が各105票ずつで拮抗したため、議長は賛成票を投じた。これにより、後日、この修正決議案を採択するか否かが問われることになった³⁸⁾。しかし1月20日になって、アダムズが1月4日に提出寸前だった請願書の審議との兼ね合いでさらに先送りされることになり、最終的にニューヨーク選出のアバイジャ・マン（ジャクソン派）の動議により、1月30日まで延期されることになった³⁹⁾。

1月25日は請願書の提出日となっており、いつものようにメイン州から順に請願書の提出が始まった。アダムズは、マサチューセッツ州マーシュフィールドの女性たちからコロンビア特別区の奴隷制と奴隷売買の廃止を求める請願書を受け取ったことを報告、提出しようとした。彼は、この請願書を受理し、しかるべき委員会に付託することを動議した。彼はさらに議論を続けようとしたが、下院第45規則を盾にケンタッキー選出のベンジャミン・ハーディン（反ジャクソン派）によって制止された。他方、議長は、下院第45規則が下院によって受理された請願書にのみ適用されることになっており、アダムズが受け取ったという当該請願書はまだ下院が受理したとは認められないとの判断を示し、アダムズに発言をやめるよう制した。ここで、議長判断を下院の判断と見なすかどうかが問われ、賛成142、反対59で、議長判断が適用されることとなった。次に、アダムズの提出した請願書については、ペンシルヴァニア選出のジェシー・ミラー（ジャクソン派）が棚上げの動議を出して、可決された⁴⁰⁾。

アダムズは、今度はコロンビア特別区の奴隷制と奴隷売買の廃止を求めるペンシルヴァニア西部の市民による請願書を提出し、同請願書の受理を訴えた。ハーディンは、議長に対し、他州の住民の請願書の提出は規則に準ずるか否かを問い、議長は規則に準ずると判断した。一連の議論の後、ミラーは、請願書の受理を棚上げする動議を出し、表決の結果、賛成149、反対45で可決された。アダムズは、再度ペンシルヴァニア州インディアナ郡とウェストモアランド郡の住民による、コロンビア特別区の奴隷制に関する請願書を提出、受理の動議を出したが、これに対して、ニューヨーク選出のジョエル・テュリル(ジャクソン派)が棚上げを動議した。他方、マサチューセッツ選出のケイレブ・クッシング(反ジャクソン派)は、同州エセックス郡ヘヴリル(Haverhill)の市民から出された同趣旨の請願書を提出、受理の動議をおこない、これに対しても、メリーランド選出のベンジャミン・C. ハワード(民主党)が棚上げを動議した。クッシングは続けて、マサチューセッツ州エイムズベリの請願書を出し、これに対してヴァージニア選出のガーランドが棚上げ動議を出したところで、この日は休会した⁴¹⁾。

1月30日まで延期されることになっていた、アダムズの請願書に関する案件は、すでに1月25日の段階でアダムズが別の請願書を提出して議論を蒸し返したせい、アダムズは再審議の請求を撤回した⁴²⁾。

2月1日、通例の請願書提出日に再び反奴隷制請願書をめぐっての攻防が始まった。最初は、クッシングが1月25日に提出した請願書の扱いについて、一連の議論の後、クッシングの請願書はジョージア選出のホプキンス・ホルジー(ジャクソン派)の動議で棚上げされることになり、次に、オハイオ州から提出された、奴隷制に関する集会議事録とコロンビア特別区の奴隷制と奴隷売買の廃止を求める3通の請願書が問題になった。まずベラミー・ストロー(反ジャクソン派)は、シンシナティ市民によって開催された、コロンビア特別区の奴隷制問題についての連邦議会の介入に反対する集会の議事録を提出しようとしてハモンドの反対にあい、ついでベンジャミン・ジョーンズ(ジャクソン派)とダニエル・キルゴア(ジャクソン派)が提出したオハイオ州民による請願書2通、さらにキルゴアが提出した、オハイオ州ハンヴィル、カディス、ステューベンヴィルに居住する女性たちから送られたコロンビア特別区の奴隷制と奴隷取引の廃止を求める請願書が受理反対にあい、いずれも議長が棚上げを指示した⁴³⁾。

この最初の議論のなかでハモンドは、議会討論を抄録した『コングレッショナル・グローブ』に4頁以上にわたって採録された長い演説をおこなった。彼はこの演説において、なぜ請願書を拒否するのか、その理由を説明した。第1の理由は、連邦議会がコロンビア特別区の奴隸制を廃止する権限を持たないとする解釈や財産権の保障など、合衆国憲法を根拠とする。第2に、奴隸制廃止論者が少数派でありながら、北部で大きな勢力となりつつある点を問題視する。彼は、連邦議会に送られてくる請願書の署名数、提出の母体である反奴隸制団体、すなわちニューイングランド奴隸制反対協会（1832年設立）、ニューヨーク奴隸制反対協会と全国組織のアメリカ奴隸制反対協会（いずれも1833年設立）の沿革やその指導者について詳しく触れ、全国各地における反奴隸制団体の設立と、急速な会員数の増加を指摘した。特にこの運動は、1833年にサウスカロライナが無効を宣言した保護関税によって恩恵を受けるニューイングランドの綿工業地域、特にローウェルやポウタケットなどで盛んとなっており、彼らの奴隸制度に対する敵意が、アメリカ合衆国を根底から破壊しかねないとする危惧も表明した。第3に、「奴隸制廃止論者による奴隸所有者へのアピール」〔訳注：反奴隸制印刷物の南部への郵送による「道徳的説得」、いわゆる大郵送運動〕は効果的ではなく、むしろ彼らのアピールが奴隸反乱に繋がるかもしれないという恐れを奴隸所有者に抱かせるにすぎないとした。第4に、世界中で奴隸制が廃止されているのは、奴隸制が経済的利益をもたらさない場合であり、南部のような大規模に特定作物栽培をおこなう地域において奴隸制は不可欠であり、むしろ神の恵みでさえある、とした。奴隸制を道徳的悪とするならば、その悪と直接関わるのは南部人であり、南部人はこれまでこの道徳的悪と共存してきたのであるから、北部人に干渉される筋合いはない、というわけである。第5に、奴隸制廃止論者が直接説得できるとすれば、それは奴隸に対してであり、奴隸反乱を教唆することであるが、これはたやすいことではない、とする。その理由は、奴隸が外国やアメリカの自由な労働者たちよりも遙かによい生活条件の下で暮らしているからである。彼はさらにこう続ける。

私が自信をもって言えることは、いかなる状況から見ても、いかなる方法をもってしても、奴隸解放は即時であれ、漸次であれ、不可能であるということである。〔奴隸制廃止運動という〕野蛮で狂った目論

見の結果、我々の快適な生活が乱されたり、我々が嫌がらせを受けたり、傷つくこともあるかもしれない、部分的に苦痛を受けるかもしれないが、それでも奴隷制を廃止することはできないのである。⁴⁴⁾

ハモンドの口調は、終盤にさしかかるにつれて次第に過激になり、最後はサウスカロライナ州法での「教唆的文書」〔訳注：反奴隷制印刷物〕の取り締まりや自由州との交流停止も辞さないと宣言し、奴隷制廃止論者を「無知で理性を失った野蛮人」と呼び、彼らに死刑を宣告した⁴⁵⁾。

2月4日、サウスカロライナのヘンリー・L. ピンクニー（関税法無効派）の動議は、この後の議会の成り行きに大きな影響を与えることとなった。彼は、以下の決議案の動議を出すために、下院議事規則の運用を一時停止することを求めた。

以下、決議する。コロンビア特別区の奴隷制廃止を求める、これまでに提出された、あるいは今後提出されるすべての請願書、ならびにメイン選出の議員（ジャーヴィス氏）から提案された決議案、それに対するヴァージニア選出議員（ワイズ氏）から出された修正案、その他本件に関して提出された書類や提案等は、すべて特別委員会に付託し、委員会はその結果を報告するものとする。

連邦議会は、どのような形であれ、アメリカ合衆国（the States of this confederacy）における奴隷制度について干渉するいかなる権限も保持していない。

また本下院の意見としては、いかなる形であれ、コロンビア特別区の奴隷制についても干渉すべきではない。それは、公的な信義を破る行為であり、無分別・不作法であるばかりか、連邦にとって危険であるからである。

ゆえに、公共心を啓発し、扇動を制圧し、興奮を静め、奴隷所有諸州とコロンビア特別区の公正なる権利を維持・保障し、連邦の地域間の調和と平安を再構築するために、委員会が最良の判断を下すことになる。⁴⁶⁾

ピンクニーの提案した議事規則運用の一時停止については、賛成121、反対75で賛成票が過半数を占めたが、この件に対しては3分の2の賛成票

を要したため、否決された⁴⁷⁾。

週明けの2月8日、ピンクニーによる議事規則運用一時停止の動議に対して再度表決がとられ、賛成135、反対65で、3分の2以上の賛成にて可決された。さらにピンクニーは、決議案の動議をおこなった。この決議案については、そのままの文言でよいか否かが審議され、最終的に各段落ごとに表決されることとなった。まず第1段落については、賛成174、反対48で可決されたが、賛成票を投じた中には、アダムズを含む北部諸州選出の議員が含まれていた。続いて第2段落の連邦議会の権限については、賛成201、反対7で可決されたが、アダムズは反対票を投じている。第3段落は賛成163、反対47であった。ここで議論となったのは、後半部分の「公的な信義を破る行為であり、無分別・不作法であるばかりか、連邦にとって危険である」というくだりである。これについて、原文通りとすることになったが、賛成127、反対75であった。最終段落については、賛成167、反対6で可決され、アダムズらは特別委員会設置に賛成の立場をとった⁴⁸⁾。この委員会のメンバーに選出されたのは、ピンクニーをはじめとする9名で、以下の通りである。

- ヘンリー・L. ピンクニー (サウスカロライナ選出・関税法無効派)
- トマス・L. ハマー (オハイオ選出・ジャクソン派)
- フランクリン・ピアース (ニューハンプシャー選出・民主党、のちに第14代大統領)
- ベンジャミン・ハーディン (ケンタッキー選出・反ジャクソン派)
- レナード・ジャーヴィス (メイン選出・ジャクソン派)
- ジョージ・W. オーウェンズ (ジョージア選出・ジャクソン派)
- ヘンリー・A. ミューレンバーグ (ペンシルヴァニア選出・ジャクソン派)
- ジョージ・C. ドロムゲール (ヴァージニア選出・ジャクソン派)
- ジョエル・テュリル (ニューヨーク選出・ジャクソン派)⁴⁹⁾

このうちハーディンは、1835年12月21日におこなわれた表決において反奴隷制請願書の棚上げに賛成する一方で、奴隷制廃止に関する議論を最初から完全に封じる箝口令には反対の立場をとっており、彼を除いた全員が請願書の棚上げにも箝口令にも賛成していた⁵⁰⁾。したがって、この委員会

の出す結論は、当初から予測された。

2月15日、恒例の請願書提出がおこなわれ、マサチューセッツの順番となった。同州選出のブリッグズは、ニューヨーク州ショーハリー(Schoharie)の市民によるコロンビア特別区の奴隷制と奴隷売買の廃止を求める請願書を提出しようとし、ヴァージニア選出のワイズは請願書の受理に反対した。議長は、請願書の受理に異議を唱えるのは理にかなうと判断し、受理しないことになったが、これに対して異議が唱えられた。ワイズは、この問題について論じ始めたが、ピンクニーに対して個人を攻撃する言動をしたため、議長は、彼の発言が個人攻撃を禁ずる議会規則に違反したとして、口を慎むよう指示した。ある議員の要請に応じて、書記はこの発言を実際よりも控えめに、次のように記録した。「彼[ワイズ]は、彼[ピンクニー]をやじり倒し、南部の徳義を捨てた者として軽蔑した」。ワイズは当初、そのような発言をしていないと主張したため、議論が巻き起こった。ワイズは釈明の機会を与えられ、そのような言動をしたことを認めつつ、記録に一言付け加えた。「彼[ワイズ]は、彼[ピンクニー]をやじり倒し、この奴隷制問題に関して、南部の徳義を捨てた者として軽蔑した」。議長は、議会規則に基づき、ワイズが一旦退席をしない限り、演説は認められないとしたが、これについては、テネシー選出のジョン・ベル(反ジャクソン派)が動議を出し、ワイズの演説の継続が、賛成108、反対92で認められることになった。ワイズは、請願書の拒否を主張し続け、議長もこれに同意する意見を述べたが、オハイオ州選出のヴィントンは、請願書はピンクニーの動議によって、特別委員会に付託すべしとしたはずではないかと発言した。議長の意見は、議会の判断となりうるのが争点となったが、結論は先送りとなった⁵¹⁾。

2月23日にいったん議論は再開されたが、ペンシルヴァニア選出のミラーの動議によって、さらに2月29日まで延期されることになった。他方、アダムズは、またマサチューセッツ州民による奴隷制とは無関係の請願書とともに、ニューヨーク州カユーガ郡の住民による反奴隷制請願書を提出し、ピンクニーの委員会に付託する動議を出したが、ノースカロライナ選出のウィリアム・シェパード(反ジャクソン派)からは受理の拒否、インディアナ州選出のジョン・W. デイヴィス(ジャクソン派)からは棚上げを動議された。結局デイヴィスの動議の棚上げが表決され、賛成120、反対86で可決された。ここで一度は2月29日まで延期が決まっていた議論

が、蒸し返されることとなった。すなわち、2月15日に議長が請願書の拒否を決めた件について、これが下院の判断となり得るか、という問いである。表決は賛成56、反対147で、否決された。これにより、コロンビア特別区の奴隷制廃止に関する請願書は受理されることとなった。またその後の議論から、請願書は、ピンクニーの委員会に付託されることにもなった⁵²⁾。

2月29日、コロンビア特別区の奴隷制廃止に関する請願書は、州ごとにまとめて提出され、自動的にピンクニーの委員会に付託されることになった。29日に反奴隷制請願書を提出した議員は、以下の通りである。

マサチューセッツ：ジョン・クインジー・アダムズ（ホイッグ党）、
ジョージ・グレンネル（反ジャクソン派）

ロードアイランド：デューティー・J. ピアース（反メイソン派）

コネティカット：アンドリュー・T. ジャドソン（ジャクソン派）

ヴァーモント：ヘンリー・F. ジェーンズ（反メイソン派）

ニューヨーク：ファイロ・C. フラー（反ジャクソン派）、ジョージ・
W. レイ（反ジャクソン派）、フランシス・グレインジャー（反ジャクソン派）、
デイヴィッド・ラッセル（反ジャクソン派）、ステイーヴン・B. レナード（ジャクソン派）、
アブナー・ヘイゼルタイン（反ジャクソン派）

ペンシルヴァニア：ジョセフ・インガソル（反ジャクソン派）、ジョン・
バンクス（反メイソン派）、デイヴィッド・ポッツ（反メイソン派）、
ウィリアム・ヒースター（反メイソン派）、トマス・M. T. マケナン（反メイソン派）⁵³⁾

以後、ピンクニーの委員会報告書が出されるまで、コロンビア特別区の奴隷制に関する請願書は議論なしで受理され、委員会へ付託されるようになった。他方で、准州の奴隷制廃止に関する請願書は、新たな火種をもたらした。すなわち北西部条例とミズーリ妥協によって奴隷制が禁止されていない地域、とくに1836年に新たに連邦加入することになるアーカンソーの奴隷制に関する請願書である。この請願書には偽造疑惑も浮上し、賛成多数で棚上げされることとなった⁵⁴⁾。

5月18日、ピンクニーが委員会報告書を提出し、これを読み上げ、印

刷する動議を出した。これに対して、ヴァージニア選出のチャールズ・F. マーサー（反ジャクソン派）は報告書そのものの棚上げを動議し、ミシシッピのジョン・F. H. クレイボーン（ジャクソン派）は報告書の読み上げを要求するなど紛糾したが、最終的に報告書は、1時間半をかけて読み上げられ、以下の決議案で締めくくられた。

以下、決議する。連邦議会は、いかなる形であれ、アメリカ合衆国（the States of this confederacy）における奴隷制度について干渉するいかなる権限も保持していない。

以下、決議する。合衆国連邦議会は、いかなる形であれ、コロンビア特別区における奴隷制度について干渉すべきではない。公共心の平穏を回復させるため、本件に関する扇動は最終的に阻止されるべきものであるがゆえ、貴殿の委員会は次の追加決議の採択を謹んで勧告する。すなわち、

以下、決議する。奴隷制ならびに奴隷制廃止、およびその延長線にある問題に関するすべての請願書および嘆願書・決議・提案・文書は、関連委員会への付託も印刷もおこなわずして、ただちに棚上げし、それ以上はおこなわないものとする。⁵⁵⁾

この報告書に関する討論の開始前、委員会の中で唯一、他の委員と異なる立場にあったハーディンは、自身が委員に推挙されたのは、数合わせのために過ぎず、同委員会の議事には一切参加しなかったと発言した。この説明が必要と彼が考えたのは、この委員会報告書が全会一致で作成されたとされるためであり、彼はこの報告書に対して反対する箇所があると主張した。

報告書を読む限り、奴隷制廃止論者は少数で、彼らの影響力は取るに足りないものと理解できるが、これには同意できず、実際のところは奴隷制廃止論者の数は非常に多く、この報告書が真相を伏せるために作成されたと信じている。

というのである。ピンクニーはハーディンの主張を真っ向から否定し、報告書の内容が提出された請願書に基づくものであり、奴隷制廃止論者の数

は誇張されていると主張した。反奴隷制請願書の署名数は3万人そこそこであって、その半数が女性、残りの相当数は子どもによるものであるとした⁵⁶⁾。

次にワイズが、2月15日にピンクニーをやじた時と同様、ハーディンとは正反対の立場からこの報告書を批判した。彼によれば、やっと刊行された報告書は、彼の予期した通り、反奴隷制請願書それ自体以上に、南部人の感情を逆撫でする内容であった。すなわち、

南部人が彼らの原則〔訳注：奴隷制〕を維持するためにこの報告書を採用することは間違っており、南部人が片足をのせることができる一定の立場、すなわち連邦議会はコロンビア特別区の奴隷制を廃止する権限を持たないという立場が報告書全体を通して表明されていない。

という点が問題であった。彼によれば、

この立場が表明されていなければ、いかなる報告書も作成されるべきではないが、本報告書は単に現時点でワシントンの奴隷制を廃止することは得策ではないと述べているに過ぎない。

というのである。彼にとってこの報告書は、「南部人の利害を守るものでもなければ、南部人の感情を代弁するもの」でもなかった。サウスカロライナ選出のワディ・トンプソン（反ジャクソン派）も同様に、コロンビア特別区の奴隷制に対する権限を連邦議会が有していないことへの言及や「公的な信義を破る行為」という、委員会付託以前の決議案にあった文言が削除されたことに対して怒りをあらわにし、さらに多くの議員がこの討論に加わった⁵⁷⁾。こうして、ピンクニーの委員会が提案した決議案は、奴隷制反対の立場をとる議員はもちろん、急進派の奴隷制擁護論者からも批判を受けることになった。

奴隷制廃止論者から見れば、ハモンドらが最初に提案した箝口令も、ピンクニーの委員会による箝口令案もどちらも討論を禁ずるものに変わりない。しかし、ショーン・ウィレンツが近著で整理しているように、南部選出議員の間では、両者には大きな違いがあった。すなわち下院では、ハモンドらが提案した「強硬派箝口令」（“hard” gag）とピンクニーの委員会案

である「穏健派箝口令」(“soft” gag)の2つの考え方があり、1836年段階では「穏健派箝口令」が採択されたが、1840年には「強硬派箝口令」が承認されるに至ったというのである⁵⁸⁾。この問題、特に1836年5月以降の議論については、別稿で論じることとする。

ピンクニーの委員会案が南部選出の議員からも批判されたことを受けて、ヴァージニア選出のジョン・ロバートソン(反ジャクソン派)は、当該報告書と決議案をピンクニーの委員会に再度付託することと、次の決議案の追加を動議した。すなわち、

以下、決議する。連邦議会は、コロンビア特別区ないしアメリカ合衆国准州における奴隷制度を廃止する権限を有しない。⁵⁹⁾

ロバートソンは数日間に及ぶ、議会討論の抄録(*Register of Debates*)にして4011頁から4028頁にいたる長い演説をおこない、彼の動議した決議案については、議会日誌の付録によれば、5月25日に賛成85、反対110で否決されたことになっている⁶⁰⁾。しかしロバートソンの決議案に関する表決は、通常の日誌(*House Journal*)の本文と抄録(*Register of Debates*)には記録されていない。なお、5月25日から27日にかけての討論の記録については、連邦議会の日誌と討論抄録にさえ齟齬が見られるが、これは当時の討論の激しさと議場の混乱を表しているとも考えられる⁶¹⁾。

激しい討論の末、ピンクニーが提出した最初の報告書の決議案を下院で承認するか否かが問われることとなり、最終的に決議案は、次の3点が個別に表決されることとなった。この間の討論の中で「自分は口封じされるのか」という有名な言葉をアダムズが発し、可決された下院決議は gag rule(箝口令)と呼ばれることになる。

1. 以下、決議する。連邦議会は、いかなる形であれ、アメリカ合衆国(the States of this confederacy)における奴隷制度について干渉するいかなる権限も保持していない。

2. 以下、決議する。合衆国連邦議会は、いかなる形であれ、コロンビア特別区における奴隷制度について干渉すべきではない。

3. 以下、決議する。奴隷制ならびに奴隷制廃止、およびその延長線にある問題に関するすべての請願書および嘆願書・決議・提案・文

書は、関連委員会への付託も印刷もおこなわずして、ただちに棚上げし、それ以上はおこなわないものとする。⁶²⁾

第1決議案については、賛成182、反対9で可決された。反対に投じた9名は、アダムズも含めて、マサチューセッツ、ヴァーモント、ペンシルヴァニアの選出議員で占められた。またアダムズを除けば、いずれも反ジャクソン派と反メイソン派で占められていた。反対議員は以下の通りである。マサチューセッツ選出：ジョン・Q. アダムズ（ホイッグ党）、ウィリアム・ジャクソン（反メイソン）、スティーヴン・フィリップス（反ジャクソン）；ヴァーモント選出：ホレス・エヴェレット（反ジャクソン）、ヘンリー・F. ジェインズ（反メイソン）、ウィリアム・スレイド（反メイソン）；ペンシルヴァニア選出：ウィリアム・クラーク（反メイソン）、ハーマー・デニー（反メイソン）、デイヴィッド・ポッツ・ジュニア（反メイソン）⁶³⁾。この表決では、投票免除を申し出た者が3名（asked to be excused from voting）、投票拒否が2名（refused to vote）、後から棄権を申し出た者が1名（declined to vote）であった。免除を申し出た3名は、トマス・グラスコック（ジョージア選出・ジャクソン派）、フランシス・W. ピケンズ（サウスカロライナ選出・関税法無効派）、ジョン・ロバートソン（ヴァージニア選出・反ジャクソン派）、投票拒否はワディ・トンブソン（サウスカロライナ選出・反ジャクソン派）、ヘンリー・A. ワイズ（ヴァージニア選出・ホイッグ党）、後から棄権を申し出たのは、ジョン・チェンバース（ケンタッキー選出・反ジャクソン派）であった⁶⁴⁾。ここで投票免除の申請、拒否、棄権をした議員には、ウィレンツのいう「強硬派箝口令」を求めた議員が大半を占めた。この日の議論について、アダムズは日記に次のように記した。

私は議長に対して、何を採決しようとしているのかを尋ねたところ、委員会決議案の採択をするということだったが、これについてはこれまで議会で少しも議論されていなかった。

私はこの議長判断を撤回するよう求めたが、議会は承認し、第1決議案が表決された。結果は、168対9であった。グラスコックは、棄権を申し出た。私は、グラスコックの棄権の理由を日記に記載すべきであると主張したが、議長は懐疑的であった。⁶⁵⁾

別の案件の処理のため、この審議の続きは翌5月26日におこなわれることになったが、この場でアダムズは、この問題に関わる重要な論点を示すことになった。それは第二次セミノール戦争の難民救済法案に関する審議の場であった。ワルドストライシャーとメイソンは、この場を利用してアダムズが、内戦・奴隷反乱・外国との戦争を含めた戦時においては、連邦議会がその戦場となっている州において奴隷制に介入する権限があるとの解釈を示したことを指摘している⁶⁶⁾。事実、この議会討論からおよそ四半世紀後、時の大統領エイブラハム・リンカンはこの権限を利用して奴隷解放宣言をおこなうことになる。

第2決議案の表決は、賛成132、反対45で可決された。ここではアダムズが投票免除を申し出 (asked to be excused from voting)、フランシス・グレインジャー (ニューヨーク選出・反ジャクソン派) が棄権し (declined to vote)、ワイズは再度投票を拒否 (refused to vote)、ロバートソンは後から免除を申し出た (asked to be excused from voting)。第3決議案については、ピンクニーの報告書に一貫して反対してきたフィリップスが当初、変更を動議したが、議事進行についての疑義も生じたため、今度は棚上げを動議した。この動議は賛成69、反対118で否決された。最終的にこの第3決議案は表決することとなり、賛成117、反対68で可決された。反対の中には、エヴェレットやスレイドら奴隷制反対論者の他、グラスコックやピケンズ、ロバートソンら急進派の奴隷制擁護論者も含まれていた⁶⁷⁾。

アダムズは、日記に次のように記している。

第2決議案の採択にあたって、[自分の名前が呼ばれた際に] 私は投票免除を申し入れ、点呼はそのまま続けられた。ある者は棄権をしたが、同様に点呼は続いた。

第3決議案の採択にあたって、自分の名前が呼ばれると、私は「本決議案は、アメリカ合衆国憲法、ならびに下院規則に直接違反するものであり、我らが有権者の権利を奪うものであると考えます」と発言した。

点呼はそのまま続けられた。

グレインジャーは、第2決議案について投票免除を申し入れた。それは、この決議案が委員会が勧告したものとは異なっていたからである。点呼はそのまま続けられ、彼が理由を述べる機会是与えられなかった。

議場は非常に混乱した状態が続いた。グラスコックは、「自分が反対した」理由を述べたいとして発言の許可を求めた。議長は一度はそれを認めたものの、専断的で不合理的で首尾一貫しない理由から、彼の発言の場を奪った。これらすべてが下院の多数決投票によって支持された。これは委員会の決議案についても同様であった。⁶⁸⁾

日記からは、急進派の奴隷制擁護論者にも発言の場を許さなかった下院議長のポークに対するアダムズの憤りを窺うことができる。

第3議案をめぐるアダムズは、翌5月27日、議会日誌に次のように加筆することを動議した。

ジョン・クインジー・アダムズは、第3決議案に対する賛否を問われた際、「本決議案は、アメリカ合衆国憲法、ならびに下院規則に直接違反するものであり、我らが有権者の権利を奪うものであると考えます」と発言し、書面を議長に提出した。⁶⁹⁾

しかしながらアダムズの動議が採択されることはなかった。以後、この決議は会期中の議事規則として機能し、准州の連邦加入やテキサス併合などの問題と関わりながら運用された。この規則は、会期終了とともに無効となるため、1837年以降、会期ごとに制定され続けるが、1840年には下院第21規則として成立し、1844年まで連邦議会を支配することになる⁷⁰⁾。奴隷制反対の立場をとる議員は、この箝口令の撤廃を目指して戦うことになるが、この間に反奴隷制請願書は途絶えることなく、頻繁にこれらの議員のもとに送付された。この中には、1838年1月に提出されたマサチューセッツ州ローウェルの女性約1400名によるコロンビア特別区の奴隷制廃止を訴える請願書も含まれる⁷¹⁾。

この箝口令が成立後にどのように運用され、どのように下院第21規則として強化されたのか、合衆国市民はどのようにこれに対応したのか、さらにこの規則がどのような経緯で廃止されたのか、これらの課題については、別稿で論じる予定である。

注

- 1) “Opinion: Journalists Are Not the Enemy, by the Editorial Board,” *The Boston Globe*, 16 August 2018, Digital Edition. https://apps.bostonglobe.com/opinion/graphics/2018/08/freepress/?p1=HP_special (Accessed 18 August 2018).
- 2) “Editorial Board: Journalists Are Not the Enemy,” *The Boston Globe*, 15 August 2018, Digital Edition. https://www.bostonglobe.com/opinion/editorials/2018/08/15/editorial/Kt0NFFonrxqBI6NqqennvL/story.html?p1=HP_freedom (Accessed 17 August 2018).

アダムズのこの言葉は、1780年制定のマサチューセッツ州憲法第16条の条文にもなっている。“Text of the Massachusetts Constitution,” John Adams Historical Society the Official Website, <http://www.john-adams-heritage.com/text-of-the-massachusetts-constitution/> (Accessed 18 August 2018).
- 3) フランス革命期の恐怖政治という脅威と「外国人・治安諸法」の成立については、和田光弘編著『大学で学ぶアメリカ史』（ミネルヴァ書房、2014年）73-75頁他、参照。治安法の原文は、“An Act for the Punishment of Certain Crimes against the United States,” *The United States Statutes at Large*, 5th Congress, 2nd Session, 596-97. <https://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage?collId=llsl&fileName=001/llsl001.db&recNum=720> (Accessed 18 August 2018).
- 4) A Century of Law Making for a New Nation: U.S. Congressional Documents and Debates, 1774-1875. American Memory, Library of Congress. <http://www.loc.gov> (Accessed 20 September 2018).
- 5) gag の語は、動詞「口を封じる」では1509年、名詞「さるぐつわ」では1553年の使用例がある。*Oxford English Dictionary*, Second Edition on CD-ROM, Version 4.0 (Oxford University Press, 2009). J. Q. アダムズの発言の記録は、*Gales & Seaton's Register of Debates in Congress*, House of Representatives, 24th Congress, 1st Session, 25 May 1836, p. 4030, <http://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage> (Accessed 25 September 2018). アダムズのみドルネームは、「クインシー」と表記されることも多いが、地元ボストンでは「クインジー」と発音されている。なお近年では、gag rule をグーグル検索すると、トランプ政権下の中絶や移民問題に関するものがヒットする。
- 6) もっとも古い研究としては、Robert P. Ludlum, “The Antislavery ‘Gag-Rule’: History and Argument,” *The Journal of Negro History* 26, no. 2 (1941): 203-43. それ以後の研究論文としては、James M. McPherson, “The Fight Against the Gag Rule: Joshua Leavitt and Antislavery Insurgency in the Whig Party, 1839-1842,” *The Journal of Negro History* 48, no. 3 (1963): 177-95; Jeffrey A. Jenkins, and Charles Stewart III, “The Gag Rule, Congressional Politics, and the Growth of Anti-Slavery

- Popular Politics,” Presented at the 2005 Annual Meeting of the Midwest Political Science Association, Chicago, IL, April 7–10, 2005, http://web.mit.edu/cstewart/www/gag_rule_v12.pdf (Accessed 30 September 2018); Scott R. Meinke, “Slavery, Partisanship, and Procedure in the U.S. House: The Gag Rule, 1836–1845,” *Legislative Studies Quarterly* 32, no. 1 (2007): 33–57. 日本の研究では、肥後本芳男「ジャクソン期のアボリショニズムと印刷文化—言論・出版の自由と請願権をめぐって分裂する公共圏」『アメリカ史研究』41(2018): 4–20頁。南部人がなぜこの時期に奴隷制廃止論に敏感に反応したのかについては、Edward B. Rugemer, “Caribbean Slave Revolts and the Origins of the Gag Rule: A Contest between Abolitionism and Democracy, 1797–1835,” in John Craig Hammond and Matthew Mason, eds., *Contesting Slavery: The Politics of Bondage and Freedom in the New American Nation* (Charlottesville: University of Virginia Press, 2011), 94–113. 上院の規則を扱った研究はさらに少ない。Daniel Wirls, “‘The Only Mode of Avoiding Everlasting Debate’: The Overlooked Senate Gag Rule for Antislavery Petitions,” *Journal of the Early Republic* 27, no. 1 (Spring 2007): 115–35.
- 7) William Lee Miller, *Arguing About Slavery: John Quincy Adams and the Great Battle in the United States Congress* (New York: Vintage Books, 1996).
- 8) Peter Charles Hoffer, *John Quincy Adams and the Gag Rule, 1835–1850* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2017). 同書は、箝口令によって連邦議会での演説を禁じられたアダムズが、「アミスタッド」号事件の弁護人になることで、最高裁判所という発言の場を獲得し、それが新聞報道されることによって世論が形成されることを意識していたと指摘する。
- 9) David Waldstreicher and Matthew Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery: Selections from the Diary* (New York: Oxford University Press, 2017), 179–297.
- 10) Biographical Directory of the United States Congress, <http://bioguide.congress.gov/biosearch/biosearch.asp> (Accessed 10 October 2018).
- 11) 最も新しいところでは、Sean Wilentz, *No Property in Man: Slavery and Antislavery at the Nation’s Founding* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2018), 207–22.
- 12) Richard S. Newman, *The Transformation of American Abolitionism: Fighting Slavery in the Early Republic* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2002), 107–23.
- 13) Seymour Drescher, *Abolition: A History of Slavery and Antislavery* (New York: Cambridge University Press, 2009), 245–66, 294–306.
- 14) Julie Roy Jeffrey, *The Great Silent Army of Abolitionism: Ordinary Women in the*

- Antislavery Movement* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1998); Beth A. Salerno, *Sister Societies: Women's Antislavery Organizations in Antebellum America* (DeKalb: Northern Illinois University Press, 2005).
- 15) Newman, *The Transformation of American Abolitionism*, 39–59, 131–51; Susan Zaeske, *Signatures of Citizenship: Petitioning, Antislavery, and Women's Political Identity* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2003), 35–46; Richard S. Newman, “Prelude to the Gag Rule: Southern Reaction to Antislavery Petitions in the First Federal Congress,” *Journal of the Early Republic* 16, no. 4 (Winter 1996).
- 16) Zaeske, *Signatures of Citizenship*, 36–45.
- 17) Miller, *Arguing About Slavery*, 27–32; *Journal of the House of Representatives*, 16 December 1835, pp. 45–46, <https://memory.loc.gov/ammem/amlaw/lwhj.html> (Accessed 30 September 2018).
- 18) *Gales and Seaton's Register of Debates in Congress*, 24th Congress, 1st Session, 16 December 1835, pp. 1961–62 (以下 *Register of Debates*). <https://memory.loc.gov/ammem/amlaw/lwrdr.html>(Accessed 30 September 2018); *Journal of the House of Representatives*, 24th Congress, 1st Session, 16 December 1835, pp. 45–48 (以下 *U.S. House Journal*). <https://memory.loc.gov/ammem/amlaw/lwhj.html>(Accessed 30 September 2018); Hoffer, *John Quincy Adams and the Gag Rule, 1835–1850*, 16–20; Miller, *Arguing About Slavery*, 32. ミラーは、賛成168、反対50としている。
- 19) 久田由佳子 “George Thompson and Anti-Abolitionism in Lowell, Massachusetts.”『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』46(2014年3月): 215–27頁参照。
- 20) *U.S. House Journal*, 18 December 1835, pp. 74–76.
- 21) Miller, *Arguing About Slavery*, 32–35, 522–23.
- 22) Waldstreicher and Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery*, 178–81. 先に言及した下院日誌を見る限り、ハモンドの動議そのものは、ポーデンに対しておこなわれたわけではなく、アダムズの記憶違いかと思われる。
- 23) Hoffer, *John Quincy Adams and the Gag Rule, 1835–1850*, 3, 31.
- 24) *U.S. House Journal*, 21–23 December 1835, pp. 3–7, 76–82.
- 25) *Ibid.*, 79–82.
- 26) “An Act for the Gradual Abolition of Slavery,” Pennsylvania Historical & Museum Commission, <http://www.phmc.state.pa.us/portal/communities/documents/1776-1865/abolition-slavery.html> (Accessed 10 October 2018); “An Act for the Gradual Abolition of Slavery,” The New Jersey Digital Legal Library, Rutgers University, <http://njlegallib.rutgers.edu/slavery/acts/A78.html> (Accessed 10 October 2018); David Menschel, “Abolition Without Deliverance: The Law of Connecticut Slavery, 1784–1848,” *Yale Law Journal* 111, Issue 1 (2001); An Act for

- the Gradual Abolition of Slavery, New York State Archives, http://digitalcollections.archives.nysed.gov/index.php/Detail/Object/Show/object_id/10815 (Accessed 10 October 2018); An Act Relative to Slaves and Servants, New York State Archives, http://digitalcollections.archives.nysed.gov/index.php/Detail/Object/Show/object_id/10817(Accessed 10 October 2018).
- 27) Sven Beckert and Seth Rockman, eds., *Slavery's Capitalism: A New History of American Economic Development* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2016).
- 28) U.S. *House Journal*, 23 December 1835, pp. 82–87.
- 29) *Ibid.*, 4–5 January 1836, pp. 128–136.
- 30) Waldstreicher and Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery*, 181–82.
- 31) U.S. *House Journal*, 6 January 1836, p. 146.
- 32) *Ibid.*, 6 January 1836, pp. 146–48.
- 33) *Ibid.*, 6 January 1836, p. 148.
- 34) *Ibid.*
- 35) *Ibid.*, 13 January 1836, pp. 177–78.
- 36) *Ibid.*, 19–20 January 1836, pp. 223–24.
- 37) *Ibid.*, 20 January 1836, p. 224.
- 38) *Ibid.*, 20 January 1836, pp. 224–26.
- 39) *Ibid.*, 21 January 1836, pp. 226–27.
- 40) *Ibid.*, 25 January 1836, pp. 233–35.
- 41) *Ibid.*, 25 January 1836, pp. 235–36
- 42) *Ibid.*, 30 January 1836, p. 253.
- 43) *Ibid.*, 1 February 1836, pp. 256, 266.
- 44) “Slavery in District of Columbia: Speech of Hon. J. H. Hammond, of South Carolina, in the House of Representatives, February 1, 1836,” *Appendix to the Congressional Globe*, 24th Congress, 1st Session, 1 February 1836, pp. 611–15. 直接の引用は、p. 514.
- 45) *Ibid.*, p. 515.
- 46) U.S. *House Journal*, 4 February 1836, p. 289.
- 47) *Ibid.*
- 48) *Ibid.*, 8 February 1836, pp. 305–16.
- 49) *Ibid.*, 8 February 1836, p. 316; Biographical Directory of the United States Congress, <http://bioguide.congress.gov/biosearch/biosearch.asp> (Accessed 10 October 2018).
- 50) U.S. *House Journal*, 21 December 1835, pp. 76–82.

- 51) Ibid., 15 February 1836, pp. 355–56.
- 52) Ibid., 23 February 1836, pp. 383–88.
- 53) Ibid., 29 February 1836, pp. 411–13.
- 54) Ibid., 14, 21 March 1836, pp. 510, 539–40; Ibid., 18 April 1836, pp. 715–17; Ibid., 26 April 1836, pp. 755–56.
- 55) “Report Upon Slavery,” *Register of Debates*, House of Representatives, 24th Congress, 1st Session, 18 May 1836, pp. 3756–57.
- 56) “Report Upon Slavery,” *Register of Debates*, p. 3757.
- 57) Ibid., pp. 3757–58.
- 58) Wilentz, *No Property in Man*, 212–13.
- 59) U.S. *House Journal*, 18 May 1836, p. 846.
- 60) Ibid., 18–25 May 1836, pp. 846–76; “Appendix, 25 May 1836,” Ibid., 24th Congress, 1st Session, p. 1408; “Abolition Report,” *Register of Debates*, House of Representatives, 24th Congress, 1st Session, 25 May 1836, pp. 4009–32.
- 61) 第一決議案の表決の日付については、記録の種類によって異なる。日誌 (House Journal) では5月25日、同日誌の付録 (Appendix) では5月26日の記録として記録されている。これは、おそらく議事録確認が翌日におこなわれていることと関係があると思われる。議会討論の抄録 (*Register of Debates*) では、5月25日付の記録として、5月19日以降の討論がまとめて記載されているが、4019頁の5月24日は、25日の誤植であると思われる。
- 62) U.S. *House Journal*, 18–25 May 1836, pp. 873–77.
- 63) Biographical Directory of the United States Congress.
- 64) U.S. *House Journal*, 25 May 1836, pp. 876–77; “Abolition Report,” *Register of Debates*, House of Representatives, 24th Congress, 1st Session, 25 May 1836, pp. 4030–32.
- 65) Waldstreicher and Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery*, 189–90; John Quincy Adams Diary 48, “Rubbish II,” Diary and Miscellaneous Entries, 20 May 1820–June 1843, p. 581 [electronic edition]. *The Diaries of John Quincy Adams: A Digital Collection*. Boston, Mass. : Massachusetts Historical Society, 2004.
- 66) Waldstreicher and Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery*, 188–89; “Indian Hostilities: Speech of Hon. John Quincy Adams, of Massachusetts, in the House of Representatives, May 25, 1836,” *Appendix to the Congressional Globe*, House of Representatives, 24th Congress, 1st Session, 25 May 1836, pp. 447–51.
- 67) ワイズとトンプソンは、日誌には refused と記録されているが、翌日の日誌から、本来 declined と記録されていたものが、refused に修正されたことがわかる。U.S. *House Journal*, 26 May 1836, pp. 879–82, 887.

- 68) Waldstreicher and Mason, *John Quincy Adams and the Politics of Slavery*, 188–89; John Quincy Adams Diary 48, “Rubbish II,” Diary and Miscellaneous Entries, 20 May 1820–June 1843, p. 582 [electronic edition]. *The Diaries of John Quincy Adams: A Digital Collection*. Boston, Mass. : Massachusetts Historical Society, 2004.
- 69) U.S. *House Journal*, 27 May 1836, pp. 887–89; Appendix, 27 May 1836, U.S. *House Journal*, 24th Congress, 1st Session, p. 1410; “Amendment of the Journal,” *Register of Debates*, House of Representatives, 24th Congress, 1st Session, 27 May 1836, p. 4062.
- 70) Miller, *Arguing About Slavery*, 516–20; U.S. *House Journal*, “Appendix: Standing Rules and Orders, No. 21,” 26th Congress, 2nd Session, 1840.
- 71) Petition of Harriet S. Gridley and 1400 Others, Women of Lowell, Mass. for the Abolition of Slavery in the District of Columbia, January 3rd, 1838, Records of the U.S. House of Representatives, HR25A. H.1.8, National Archives and Records Administration, Washington, D.C. (NARA). 当請願書は、その署名数が他地域の請願書と比べて傑出しており、ワシントン D.C. の国立公文書館本館では定形外のボックスに保管され、別置扱いされていたため、文書館員が所在を確認をするのに数日を要した。なお、ローウェルからは1837年10月に上院にもほぼ同じ署名数のテキサス併合反対の請願書が送られている。Remonstrance of H. Huntington and 1400 Others, Women of Lowell, Mass. against the Annexation of Texas to the United States as a Slave-Holding Territory, October 12th, 1837 Laid on the Table, Records of the Senate, SEN25A.H1, Box123, NARA.

How the Anti-Slavery Gag Rule Was Established by the US House of Representatives: One Aspect of “Freedom of Speech” in American History, Part 1

Yukako HISADA

On August 16th, 2018, *the Boston Globe* led an editorial campaign, “Journalists Are Not the Enemy of the People” across the United States to address the threats by President Donald Trump, who effectively claimed that “the media who do not blatantly support the policies of the current US administration are the ‘enemy of the people.’” Citing John Adams, who wrote that “the liberty of the press is essential to the security of Freedom,” *the Boston Globe* editorial supported that freedom of speech has been guaranteed in US history. This quotation is ironic, however, because the alien and sedition acts were enacted in 1798 under the Adams administration, and it was the first time that freedom of speech was threatened after the American Revolution. The second threat to free speech in American history was the anti-slavery gag rule in Congress in the 1830s and the 1840s.

This article will shed light on how the gag rule was established by the House of Representatives in May 1836. Referring to its historiography and Congressional records, it closely examines the day by day procedure in Congress in 1835–1836.